

## 肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、肝付町の集落水道(以下「集落水道」という。)の飲料水に対し、水質検査を実施した者に検査料の一部を補助し、安全で良質な飲料水の使用を促すことを目的とする。

(定義)

**第2条** 集落水道 集落が運営している水道で、町水道がない地域において集落で水源をもっており、水源から各戸までの給水・配水を集落で管理して行っているもの。

(補助対象)

**第3条** 水質検査の補助対象となる集落水道は、飲料水として利用する集落水道とする。

(補助対象検査項目及び補助回数)

**第4条** 補助対象となる検査項目は、水道法(昭和32年法律第177号)に基づく項目とする。

2 補助回数は、1振興会あたり、1年間に実施した回数のうち4回までとする。

(補助金の交付額)

**第5条** 補助金の交付額は、1振興会につき、1回あたり6,000円を上限とし、6,000円未満の場合は実際に支払った費用を補助する。ただし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

**第6条** 補助金の交付申請ができる者は振興会長とし、補助金の交付申請をしようとする振興会長は、水質検査終了後速やかに、肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金申請(兼請求)書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 検査結果報告書

(2) 領収書(もしくは、業者への検査料振込が確認できる通帳等の写し)

(交付の決定等)

**第7条** 町長は、前条の申請等を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付しないことを決定したときは、肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返納)

**第8条** 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書類等に虚偽の記載をしたとき。

(2) 不正手段をもって補助金を受けたとき。

(その他)

**第9条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(様式第 1 号)第 6 条関係

年 月 日

肝付町長 永野 和行 様

住 所

振興会長氏名



(振興会名)

電話番号

肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付申請(兼請求)書

肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金の交付を受けたいので、肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 当年度実施回数 ( 1 回目 2 回目 3 回目 4 回目 )

※該当する回数を○で囲んでください。

2. 検査実施年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

3. 検査項目数 \_\_\_\_\_ 項目

4. 補助申請額 \_\_\_\_\_ 円

※6,000 円を上限とする。検査費用が 6,000 円未満である場合は、実際に支払った額とし 100 円未満の端数は切り捨てる。

(例:実際に支払った額 5,940 円 → 補助金申請額 5,900 円)

5. 関係書類の有無 ①検査結果報告書、②領収書(もしくは業者への検査料振込が確認できる通帳等の写し) ※どちらも添付が必要です。

-----  
上記、交付決定された場合は、下記口座への振込みを請求します。

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
		(普通・当座)	(ふりがな)

(様式第 2 号)第 7 条関係

年 月 日

様

肝付町長

肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付申請について、下記のとおり交付決定を通知します。

記

交付金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(様式第 3 号)第 7 条関係

年 月 日

様

肝付町長

肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった肝付町集落水道の飲料水水質検査実施補助金交付申請について、審査の結果、交付しないことを決定したので通知します。